

ながふく 障がい者 プラン

2021→2026

第4次長久手市障がい者基本計画
令和3年度～令和8年度

長久手市第6期障がい福祉計画
令和3年度～令和5年度

長久手市第2期障がい児福祉計画
令和3年度～令和5年度

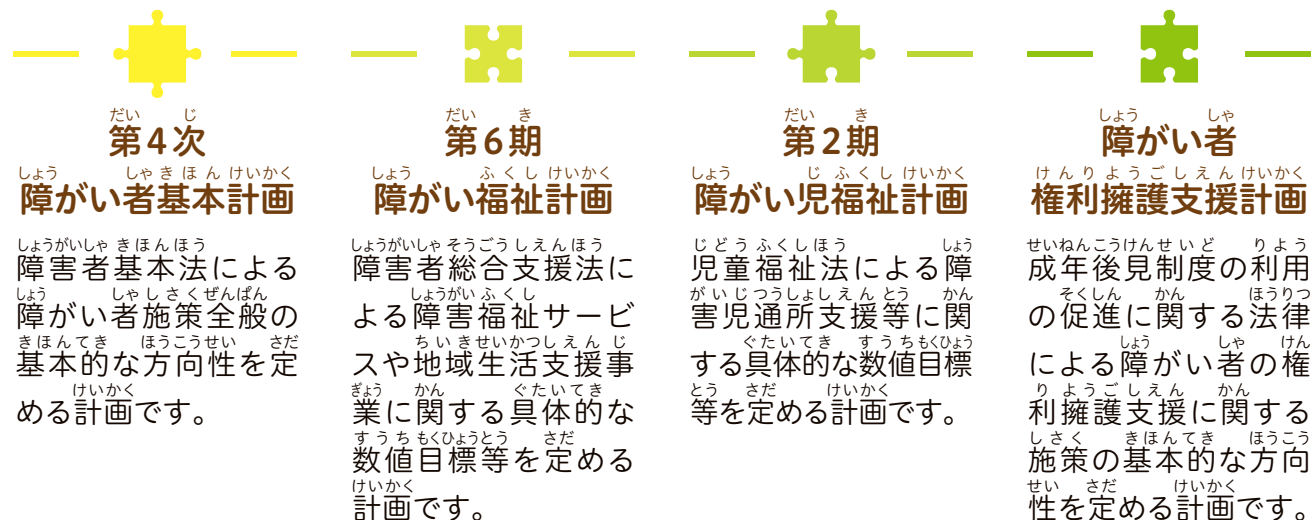
長久手市障がい者権利擁護支援計画
令和3年度～令和5年度

令和3年3月
ながくて
長久手市

がいはん
概要版

計画の概要

ながふく障がい者プラン(2021-2026)は、次の4つの計画で組み立てられています。



各計画の取組状況は、長久手市障がい者自立支援協議会で毎年度評価し、公表していきます。

基本理念

この計画では、障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく暮らすことができるまちを目指し、以下を基本理念とします。

互いに声を掛け合いながら支え合い
自分らしく暮らせるまち ながくて

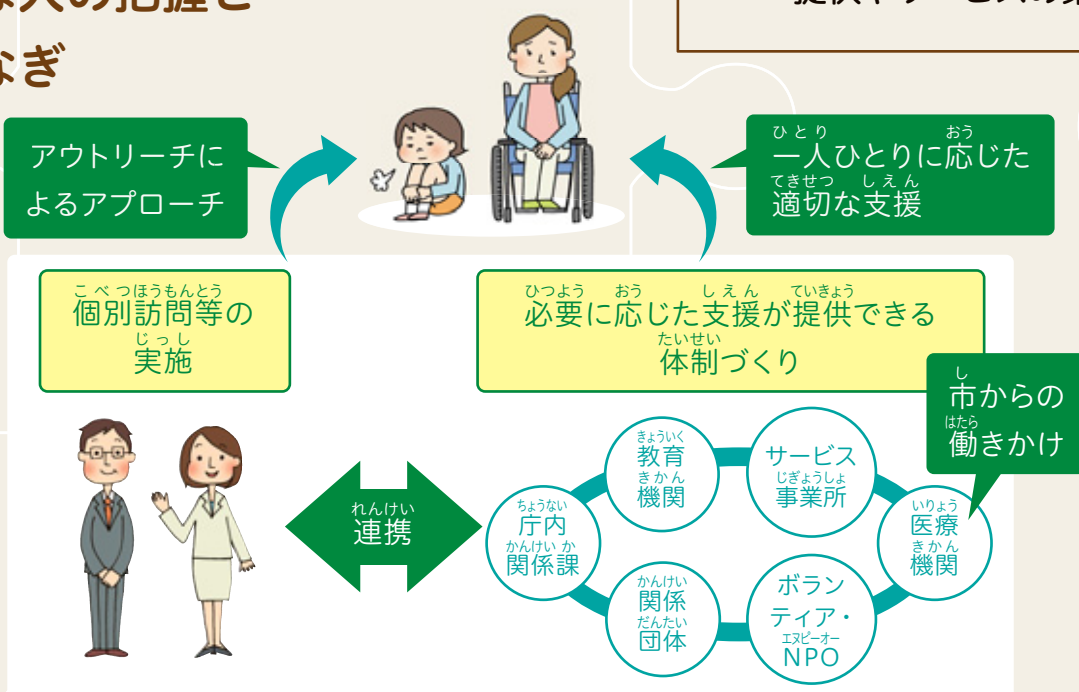


6年間で重点的に 取り組むもの7つを 重点項目としました

1 助けが必要な人の把握と 支援へのつなぎ

めざす姿

- 支援が必要な人をサービスに結び付けることを目指します。
- 医療機関と協働し、必要に応じた支援が提供できる体制づくりを進めます。



7 災害時に向けた体制づくり

めざす姿

- 災害時に避難が難しい人や支援が必要な人の把握を目指します。
- 災害時の対応方法、避難場所などを整理し、支援が行えるようにします。
- 障がいのある人が自身の特性・配慮事項を伝えられる手段をつくります。

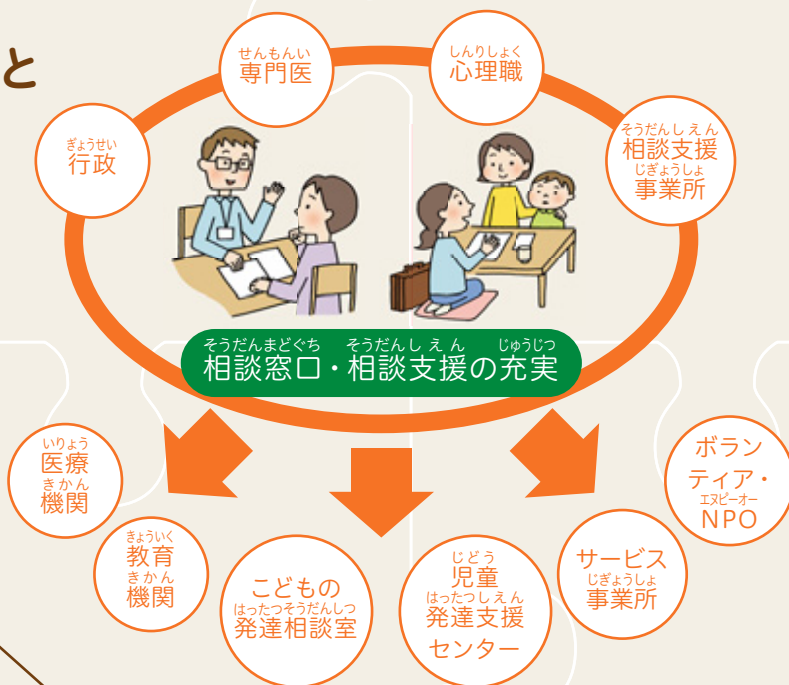


※イメージ図

2 早期からの相談体制の充実と 就学前児童の通所先の確保

めざす姿

- 支援が必要な児童、保護者がスムーズに相談を受けられるようにします。
- 専門職による相談において、必要な情報提供やサービスの案内をします。



3 切れ目の 支援体制

めざす姿

- ライフステージ意思を尊重した
- 関係機関の情報交換し、安定した体制
- 保護者、市民と育むネットワーク

基本理念
互いに声を掛け合いながら支え合い
自分らしく暮らせるまち ながくて

6 医療的な対応を必要としている人への 支援体制づくり

めざす姿

- 医療的ケアを必要とする人の状況の把握を行い、必要な支援体制を整備します。
- 医療的ケアを必要とする人の家族等をサポートできる環境を整備します。



5 学び・理解、交流による 地域共生の推進

めざす姿

- 地域共生社会の実現に向けて、障がいに関する学び、理解の向上に取り組めます。
- 障がい福祉に関わる様々な人が集まり、顔が見える関係づくりを進めます。
- 個人や団体が、主体的に交流活動に取り組む機会を確保に努めます。



◆◇◆ 長久手市において取り組むこと ◆◇◆

基本分野

生活をしやすいすること

- 1 福祉サービスを利用しやすくします。
- 2 相談をしやすくします。また、困りごとはみんなで解決するようにします。
- 3 生活に必要な費用負担を減らします。

健康や医療の支援

- 1 障がいのある子どもを支援する仕組みをよりよくします。
- 2 医療的ケアが必要な人を支援します。

学び、芸術、スポーツのこと

子どもから大人まで、障がいの有無にかかわらずふれあう機会をつくります。

働くことへの支援

- 1 それぞれに合う場所で、いきいきと働くための支援をします。
- 2 福祉サービスを使いながら働くための支援をします。

安心してくらすための支援

- 1 障がいがあっても地域で支え合っけらせるまちづくりに取り組みます。
- 2 外出を支援します。
- 3 情報をわかりやすく伝えます。

障がいの理解と障がいのある人を守ること

- 1 障がいと障がいのある人のくらしを知ってもらうための取り組みを行います。
- 2 障がいのある人の権利を守るための支援をします。

災害と犯罪から障がいのある人を守ること

災害時に障がいのある人が困ることがないようにします。また、犯罪に巻き込まれたりしないように、地域の人と協力して障がいのある人を守ります。

障がい者権利擁護支援計画

この計画で取り組むこと

- ① 成年後見制度に関する周知や理解の促進に取り組みます。
- ② 周りの人が気づき、支援できる体制をつくりま。
- ③ 意思決定の必要性の周知・啓発、研修への参加を促します。
- ④ 権利擁護の担い手となる人の育成・支援を行います。

権利擁護ってなに？

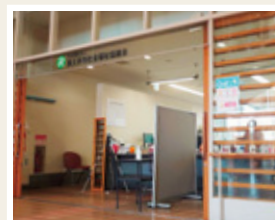
差別的な扱い、虐待などから本人や権利を守り、その人が安心して自分らしく生活が送れるように支援することです。

成年後見制度ってなに？

知的障がい、精神障がい、認知症などにより物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る援助者を選び、法的に支援する制度です。

困りごとの相談先は？

障がいに関する相談先は！



ながくてし
長久手市
障がい者基幹
相談支援センター

でんわ 電話 0561-64-2333
やかん 夜間 090-6358-5609
ファックス FAX 0561-64-2337
メール shogaisoudan@hm.aitai.ne.jp

権利擁護に関する相談先は！



おわりとうぶ
尾張東部
権利擁護支援センター
「あすライツ」

でんわ 電話 0561-75-5008
ファックス FAX 0561-75-5088
メール mail@owaritoubu-kouken.net

ながふく 障がい者プラン

2021→2026

はっこう ながくてし
発行／長久手市
編集／福祉部福祉課 (電話：0561-56-0614 FAX：0561-63-2940)
子ども部子ども家庭課 (電話：0561-62-8811 FAX：0561-63-2100)
発行年月日／令和3年3月

